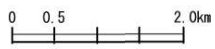


凡例

- 市町村界
- 国土交通省水管理・国土保全所管
- 国土交通省港湾局所管
- 農林水産省農村振興局所管
- 農林水産省水産庁所管

例 ○○海岸：海岸名（中分類）
 (△△地区)：地区海岸名（小分類）
 ××m：海岸保全区域延長



凡例	
 	海岸保全施設を新設しようとする区域
 	海岸保全施設を改良しようとする区域
 	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防（緩斜防護を含む）
護	護岸（緩斜防護を含む）
壁	擁壁
突	突堤（ヘッドランドを含む）
欄	欄干
護	護堤・人工リーフ
消	消波堤（消波工を含む）
防	高瀬・津波防護堤
砂	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
樹	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
水	水門（樋門、防閑、開門、排水機場を含む）
 	新設又は改良による受益の地域（想定受益区域・想定改良区域）
 	既存施設の受益の地域（防護面積）

図-3.6 海岸保全区域の指定状況（五島・岐岐・対馬沿岸）（1）

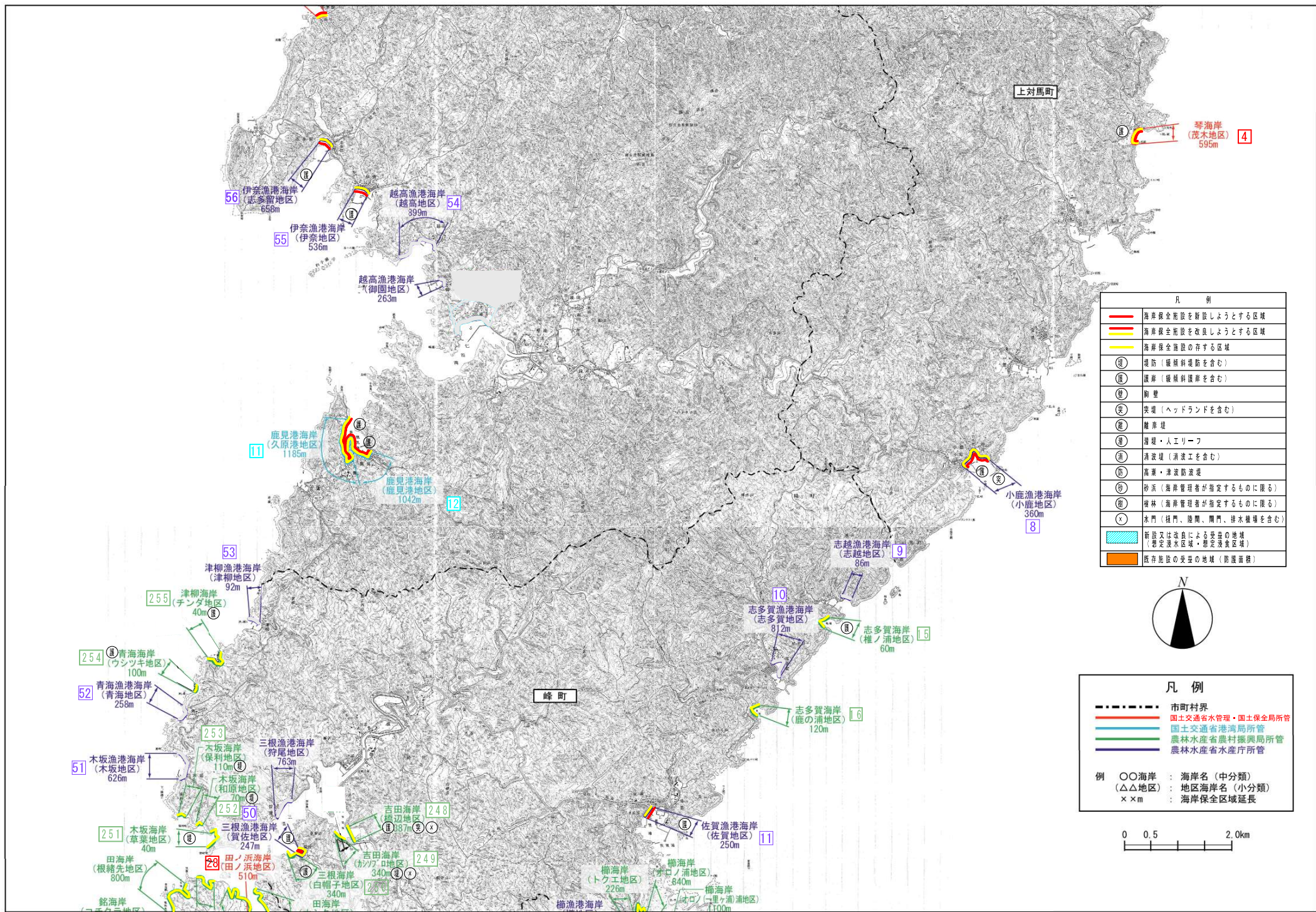


図-3.6 海岸保全区域の指定状況 (五島・杵岐・対馬沿岸) (2)

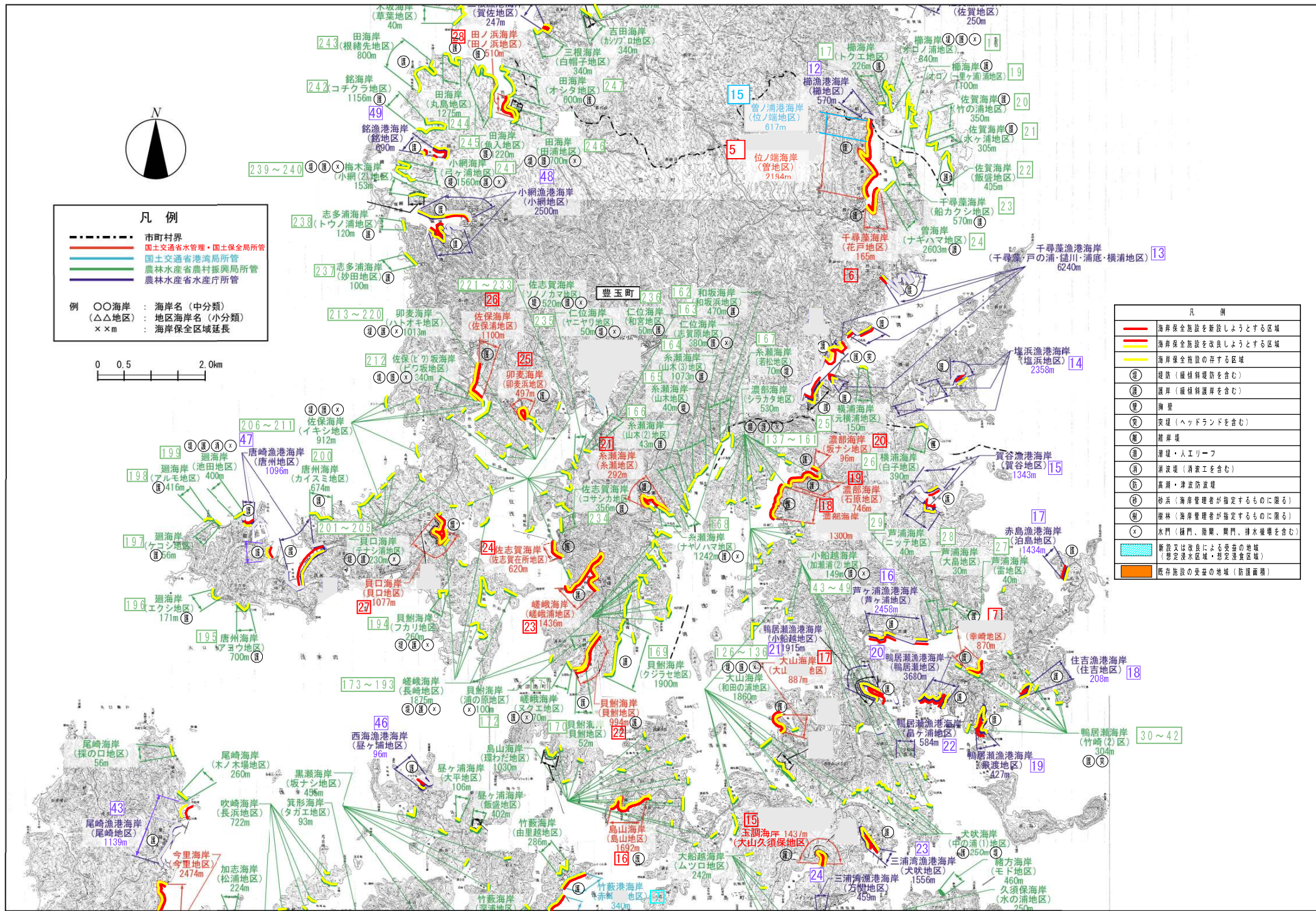


図-3.6 海岸保全区域の指定状況(五島・杵岐・対馬沿岸) (3)

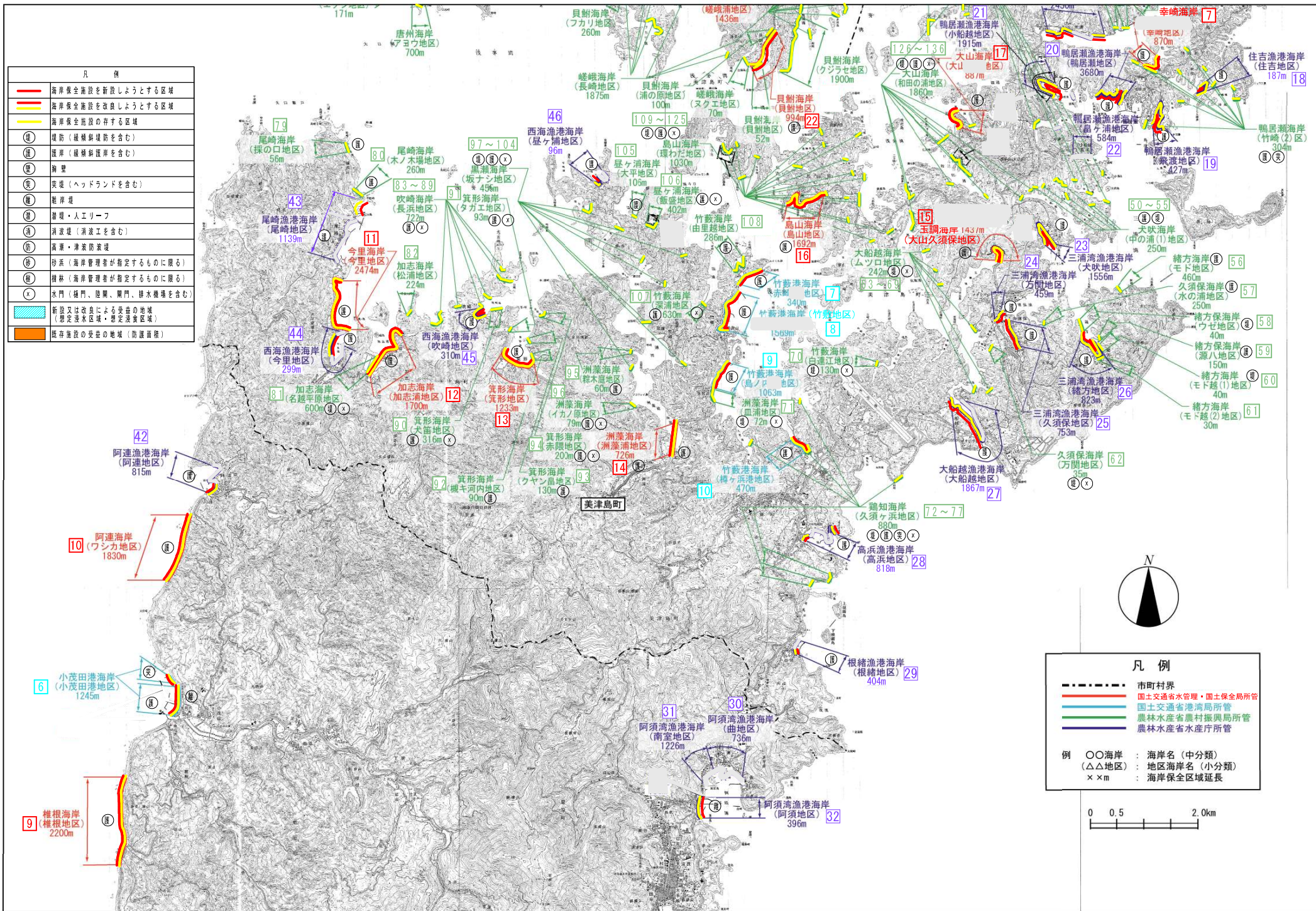
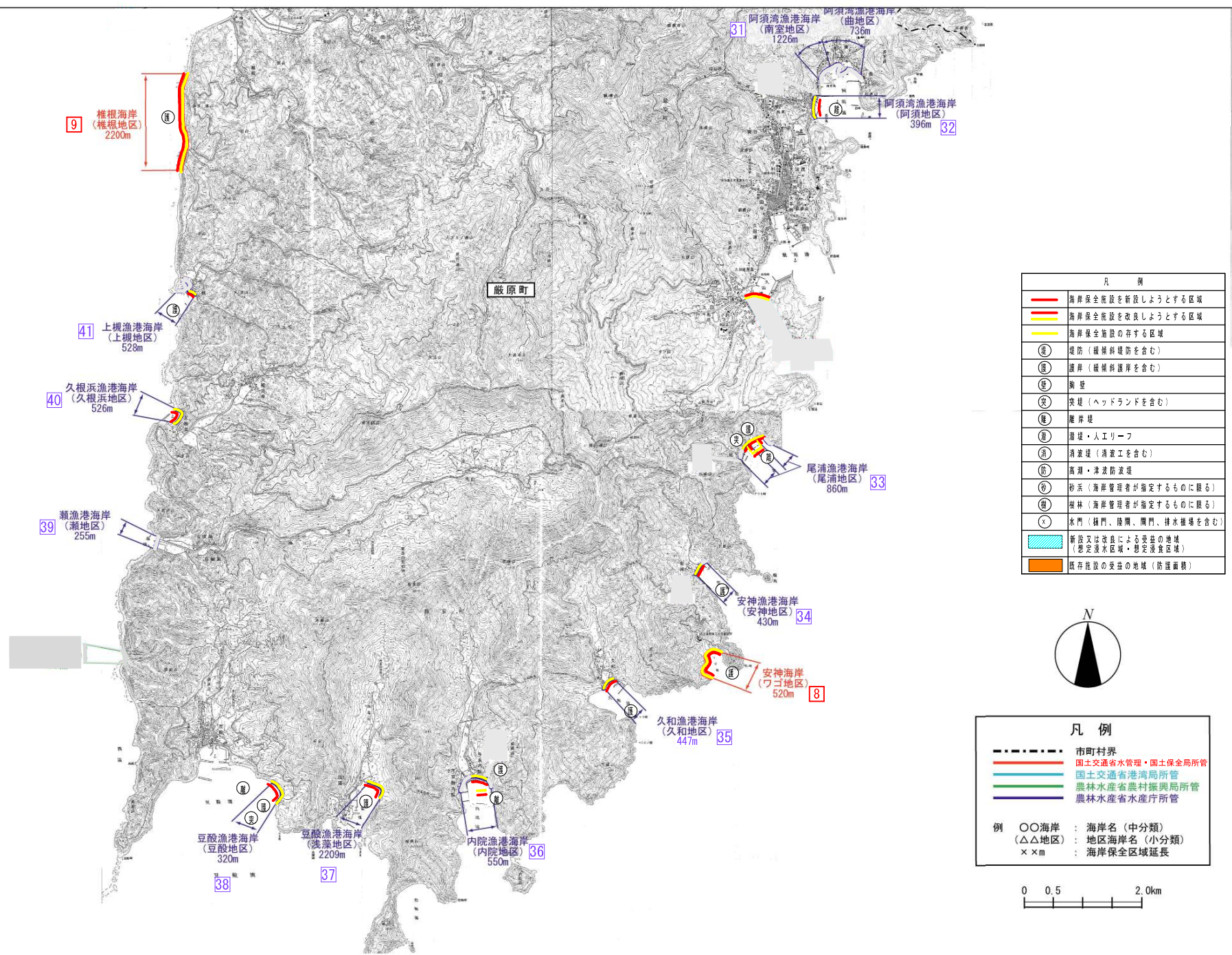
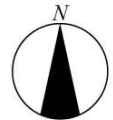


図-3.6 海岸保全区域の指定状況 (五島・沓岐・対馬沿岸) (4)



凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (擁壁斜堤防を含む)
	護岸 (擁壁斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	溝堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (橋門、陸門、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定受益区域・想定受益区域)
	既存施設の受益の地域 (防護面積)



凡 例	
	市町村界
	国土交通省水管理・国土保全局所管
	国土交通省港湾局所管
	農林水産省農村振興局所管
	農林水産省水産庁所管
例 ○○海岸	海岸名 (中分類)
例 △△地区	地区海岸名 (小分類)
例 ××m	海岸保全区域延長



図—3.6 海岸保全区域の指定状況 (五島・巻岐・対馬沿岸) (5)

第IV章 海岸保全に関するその他の重要事項

1. 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画など関連する計画との整合性を確保する。

五島・壱岐・対馬沿岸は総延長 2287km、隣接する関係市町は 4 市 2 町に及び、本計画策定区域に係る「国土の利用、開発、保全」、「環境保全」、「地域開発」等に関する様々な法律・計画が策定されている。

本海岸保全基本計画は、下記の法律・計画との整合性を図るものとした。

イ. 関連する諸法

・ 海岸整備に関連する諸法

海岸法、港湾法、漁港漁場整備法、森林法、道路法、公有水面埋立法、河川法
砂防法、社会資本整備重点化法等

・ 環境保全に関する諸法

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護および狩猟に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律、文化財保護法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、環境基本法、水質汚濁防止法等

ロ. 関連する諸計画

- ・ 社会資本の長期計画（社会資本整備重点計画、漁港漁場整備長期計画、港湾計画、河川整備計画）
- ・ 防災計画
- ・ 地域計画（長崎県長期総合計画、関連市町村総合計画等）
- ・ 長崎県環境基本計画

2. 関係行政機関との連携調整

本海岸保全基本計画策定ならびに海岸保全の促進に際しては、海岸管理者を含む下記の行政機関との連携と調整を図る。

イ. 沿岸に隣接する市町（五島〔五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町〕、壱岐〔壱岐市〕、対馬〔対馬市〕）

ロ. 長崎県（水産部漁港漁場課、農林部農村整備課、土木部港湾課・河川課等）

3. 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じて開催される公聴会などだけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。

また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

イ. 地域住民の意向を計画へ反映させる施策

- ・ 対象市町村の住民、行政担当者のアンケート調査
- ・ 公聴会の実施 等

ロ. 情報公開

- ・ ホームページの開設
- ・ パンフレットの配布 等

ハ. 行政と地域住民やNPOとの連携を図るシステムづくりの推進

4. 調査研究の推進

沿岸域は貴重な生物の生息する環境を保全・創出するために、海岸管理者、研究者などによる地形、気象、海象、生物、海岸での活動など、基礎的な情報を学術的、体系的に収集・整理すると共にその成果を広く提供し、今後の施策形成や技術開発に役立てるものとする。

5. 計画の見直し

本計画策定後において、地域の状況変化や社会経済情勢の変化に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容について、適宜見直しを行うものとする。